

認可保育所等の耐震化・老朽改築整備 募集要領 (令和9年度着工分)

A 耐震化整備

ア：耐震化を図るための改築整備

イ：耐震化を図るための耐震補強整備

B 老朽改築整備

老朽化に伴う改築整備

【申込書提出期限：令和8年5月22日（金）】

鹿児島市こども未来局 保育幼稚園課

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

TEL：099-216-1445

FAX：099-216-1284

《目 次》

1. 募集内容及び選定について ······	2
2. 募集する整備内容 ······	3
A 耐震化整備 ······	3
ア：耐震化を図るための改築整備	
イ：耐震化を図るための耐震補強整備	
B 老朽改築整備 ······	4
3. A・Bの整備に係る共通の事項 ······	5
4. 施設運営 ······	11
5. 応募の手続き・問い合わせ先等 ······	12

[本要領で使用する略語について]

略語	名称等
児童福祉施設条例	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年条例第50号)
特定教育・保育施設条例	鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第51号)
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
幼保連携型認定こども園条例	鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第37号)
鹿児島市認定こども園条例	鹿児島市認定こども園の認定の要件を定める条例 (平成31年条例第6号)
設置・運営の手引き	設置・運営の手引き 【保育所等耐震化・老朽改築整備(令和9年度着工分)募集版】

■ 募集の趣旨

本市においては、利用児童の安全確保及び保育環境の改善を図るとともに、「鹿児島市こども計画」に定める提供量の維持を目的に、園舎の耐震化及び老朽施設の改築整備を行う事業者の募集を行います。

なお、施設の整備については、国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用する予定のため、国、市の予算の不成立や、交付金の対象とならない場合など、活用できないこともありますので、予めご了承ください。

1. 募集内容及び選定について

(1) 募集内容

- ア 保育所等の整備にあたっては、本募集要領に定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、認定こども園法、児童福祉施設条例、幼保連携型認定こども園条例、鹿児島市認定こども園条例、特定教育・保育施設条例、その他関係法令、関係通知及び設置・運営の手引きによるものとします。
イ 令和9年度に着工し、令和10年2月末までに竣工するもの（単年度事業）又は令和11年2月末までに竣工するもの（2か年事業）とします。

(2) 選定について

選定にあたっては、各種関係法令、関係通知及び募集要領等に沿った内容であるかを審査の上、本市施設整備審査会において、緊急性や建物の状況等を勘案し、以下の優先順位により整備対象施設を選定します。

- ア 耐震化整備
イ 老朽改築整備において、老朽度調査の結果により、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造にあっては現存率が70%以下、木造にあっては老朽度が4,500点以下であって、現存率又は老朽度の点数が低いもの
ウ イに該当しない老朽改築整備であって、経過年数一処分制限期間（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号、平成14年3月25日付け文部科学省告示第53号）により得た年数が大きいもの
※施設整備審査会において、応募内容に不適当な項目があると判断された場合は、不選定とする場合があります。
※選定された場合であっても、予算編成の過程上、予算措置が困難となる場合や予算が成立しない場合は、事業が実施できなくなる、又は延期となる可能性があります。

ウに定める処分制限期間

構 造	処分制限期間
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47年
鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）	34年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mmを超え、4mm以下のもの）	27年
鉄骨造（骨格材の肉厚が3mm以下のもの）	19年
ブロック造	38年
木造	22年

2. 募集する整備内容

A 耐震化整備

(1) 応募資格について（5ページに示す整備に係る共通の応募資格以外の資格）

昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認を受け、同法に基づく検査済証の交付を受けたものについて、耐震診断を受け、いずれかの階に関して、I_s値が0.6未満又はI_w値が1.0未満である建物を所有していること。

※耐震診断の評価方法は、「第2次診断」又は「第3次診断」によることとします。

※耐震診断結果については、耐震判定委員会（既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約第8条に基づき登録された委員会をいう。）が耐震診断判定を行ったものを提出してください。

また、整備手法が耐震補強整備による場合、耐震改修判定まで行ったものを提出してください。

(2) 整備手法

ア 耐震化を図るための改築整備（耐震化を図るため、園舎の建て替え（改築）を行うもの）

- ・園庭や別敷地に、新園舎を建設し、建設後、既存園舎を解体するもの
- ・園庭や別敷地に、仮設園舎を建設し、既存園舎を建て替え後、仮設園舎を解体するもの

イ 耐震化を図るための耐震補強整備（耐震化を図るため、既存園舎を耐震補強するもの）

- ・園庭や別敷地に、仮設園舎を建設し、既存園舎を耐震補強後、仮設園舎を解体するもの
- ・既存室ごとにローテーション工事を行い、耐震補強するもの

※例示としてお示ししておりますので、その他の手法による場合、別途ご相談ください。

(3) 耐震補強整備について

既存建物の耐震補強のために必要な補強改修工事と併せて、付帯設備等の改造等を行う次のいずれかの整備をすること。（耐震化整備に付随する改造等に限る。）

- ・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
- ・その他必要と認められる上記に準ずる工事

(4) 対象となる建物

(1)に示す建物であって、当該建物を現に、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、調理室、職員室、保健室又は医務室のいずれかの用に供していること。

B 老朽改築整備

(1) 応募資格について（5ページに示す整備に係る共通の応募資格以外の資格）

- ア 以下に定める当該建物の構造毎の要件に適合し、当該建物を所有していること。
- (ア) 木造の場合、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」(令和5年8月22日付け成事第431号)に定めるところにより行われた老朽度調査（以下「老朽度調査」という。）により得た老朽度が、4, 500点以下のもの
- (イ) ブロック造・鉄骨造による建物の場合、当該施設が建設された日から起算し、経過期間が令和8年5月1日時点において、トラスが鉄製のものについては30年、その他のものについては25年経過したもの又は老朽度調査により得た現存率が70%以下のもの
- (ウ) 鉄筋コンクリート造による建物の場合、当該施設が建設された日から起算し、経過期間が令和8年5月1日時点において、50年を経過したもの又は老朽度調査により得た現存率が70%以下のもの

※応募にあたっては、応募資格に定める築年数以上の建物であっても、老朽度調査の結果を提出する必要があります。

- ・老朽度調査は、一級建築士によるものとします。
- ・老朽度調査票は、棟（調査が可能な単位）ごとに作成の上、提出してください。
- ・老朽度調査を行う事業者と、設計・監理を行う事業者を同一とすることはできません。

- イ 本補助事業により、耐震補強を行った建物の場合は、耐震補強後10年を経過していること。
ウ 整備後の構造については、原則、耐火構造又は準耐火構造であること。

(2) 整備手法

老朽化に伴う改築整備

老朽化が著しい建物を改築するもの。（大規模修繕・一部改築は含まない。）

- ・園庭や別敷地に、新園舎を建設し、建設後、既存園舎を解体するもの
 - ・園庭や別敷地に、仮設園舎を建設し、既存園舎を建て替え後、仮設園舎を解体するもの
- ※例示としてお示ししておりますので、その他の手法による場合、別途ご相談ください。

(3) 対象となる建物

- (1) アに示す建物であって、当該建物を現に、乳児室、ほふく室、保育室、遊戲室、調理室、職員室、保健室又は医務室のいずれかの用に供していること。

3. A・Bの整備に係る共通の事項

(1) 応募資格について

- ア 令和8年1月22日現在、認可保育所、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園のいずれかを本市において運営している法人であること。
- イ 整備の対象となる建物（認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園）が本市に所在していること。
- ウ 納期の到来している国税、県税、市税、社会保険料、水道料金及び下水道使用料を完納していること。
- エ 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
- ・鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
 - ・役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
 - ・役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - ・前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- オ 過去5年間に、改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業を含む）。
- カ 本事業を行なうにあたって、必要な資力があること。
- キ 法人が、本市において現に経営している事業（認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園のいずれか）以外の事業を含む法人全体の財務内容について、次の全ての要件を満たしていること。
- ・直近の会計年度において、3年以上連續して損失を計上していないこと。
 - ・直近の決算期において債務超過となっていないこと。
- ク 近隣に十分配慮した計画とすること。
- ケ その他、市長が不適当と認める事由を有しないこと。

(2) 改築整備に伴う施設類型について

- ・整備に伴う施設類型の変更等は、以下のとおりとなります。

整備前の施設類型	整備後の施設類型
認可保育所	認可保育所
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園
幼稚園型認定こども園	幼保連携型認定こども園
保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園

- ・幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園の場合は、施設類型を変更し幼保連携型認定こども園として整備を行うことが条件となります。(幼稚園型認定こども園→幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園→保育所型認定こども園の改築整備は本整備の対象外となりますのでご留意ください。)
- ・整備手法が耐震補強整備による場合は、別途ご相談ください。

(3) 利用定員について

整備後の利用定員の設定は、原則、現行の利用定員と同じとなるように設定してください。

ただし、本市が個別に利用定員の内訳に関する変更の要請等を行う場合は除きます。

なお、施設類型の変更に伴う定員設定は、変更前の施設の利用定員を維持したうえで、類型変更に伴う定員を追加し、総定員とすることができます。

※改築整備に伴い整備後の施設類型を「幼保連携型認定こども園」に変更する場合、1号定員設定は15人以上とします。

(4) 土地について

《既存施設と同一敷地内で整備を行う場合》 ア～ウ

ア 整備予定地が自己所有である場合、抵当権（根抵当権の場合は不可）が抹消される具体的な見込みがあること。

※自己所有の整備予定地に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出してください。

イ 安全性の確保の観点から、既存施設が砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域に設置されている場合、可能な限り危険区域でない場所へ移転するようお願いします。

ウ 土地利用や建築行為が規制される地区においては、事前に必ず本市関係所管課と調整等を行ってください。

《移転により新たに土地を確保する場合》 エ～コ

エ 移転先は、現在通園している利用者の利便性が、著しく低下しない範囲内であり、かつ、原則、現在策定中の「鹿児島市こども計画」に定める同一区域内としてください。（仮設園舎整備予定地も同様）

オ 原則、自己所有地（新たに購入する場合を含む。）とします。

カ 整備予定地が自己所有である場合、抵当権（根抵当権の場合は不可）が抹消される具体的な見込みがあること。

※自己所有の整備予定地に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出してください。

キ 申込時点で、土地の取得又は貸与がなされていない場合には、取得又は貸与が確実に見込まれること（売買承諾書、確約書等の写し）が必要です。

ク 安全性の確保の観点から、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域への移転や仮設園舎の設置は認められません。

ケ 敷地の周囲100m以内（商業地域は50m以内）に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）」の適用を受ける施設が無いこと。（距離の計測は、鹿児島県の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」の考え方を準拠します。）

コ 土地利用や建築行為が規制される地区においては、事前に必ず本市関係所管課と調整等を行ってください。

(5) 建物について

- ア 整備後の園舎は、児童福祉施設条例又は幼保連携型認定こども園条例、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令及び関係通知に適合していること。
- イ 既存園舎を耐震補強する整備において、既存園舎が自己所有である場合、抵当権（根抵当権の場合は不可）が抹消される具体的な見込みがあること。
※自己所有の既存園舎に抵当権が設定されている場合には、抵当権の内容を記載するとともに、抵当権に係る償還計画が分かる資料を提出してください。

(6) 募集における留意事項

- ア 令和9年度単年度事業による場合、令和10年2月末までに必ず竣工してください。
また、令和10年度までの2か年事業による場合、令和11年2月末までに必ず竣工してください。（各種検査及び引き渡しまで含む。）
- イ 整備後の園舎等は、認可定員に基づく面積基準を満たすこと。ただし、現行の利用定員が認可定員に至っておらず、地域の実情に合わせて整備後の認可定員を変更したい場合は、事前にご相談ください。
また、各部屋や園庭の面積は、定員を超過した受入れに対応できるよう余裕のある設計とし、現在の保育・教育環境が低下しないよう、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び園庭（屋外遊戯場）の面積は、可能な限り既存施設の面積を下回らないよう努めてください。
- ウ 基準上必要な面積は、内法面積（有効面積）によるものとし、図面等に記載してください。
- エ 仮設園舎を設置する場合、仮設園舎及び仮設園舎整備予定地は、児童福祉施設条例、幼保連携型認定こども園条例又は鹿児島市認定こども園条例などに定める基準に適合していること。
- オ 土地や建築に関する規制等（土砂災害警戒区域等含む。）がないか、必ず当該規制等を所管する部署に確認等をしてください。
- カ ネットワーク工程表の作成にあたっては、工期に影響を与える基礎の工法について、建設地周辺の地質調査資料を基に算出するなど、十分な検討を行ってください。
- キ 施設整備に伴い、独立行政法人福祉医療機構から融資を希望する事業者は、本市の承認が必要となりますので、申込書の様式4-1号「資金計画について」に、必ず記載してください。
- ク 申込者は、整備事業者に選定されないことがありますので、不動産の売買、金融機関からの借り入れ等については慎重に対応してください。
- ケ 申込書受付期間終了後の事業者側の都合による図面や計画等の変更及び差替えはできません。

(7) 設備に関する基準

設備基準や屋外遊戯場（園庭）に関する基準等については、本市で定めている各施設の設置認可・確認等要綱の要件を満たしてください。

(8) 補助金について

ア 財源

国の就学前教育・保育施設整備交付金を活用（国1／2、市1／2、事業者1／4）

※ただし、国の基準額を超える場合は、事業者負担となります。

- ・就学前教育・保育施設整備交付金に係る国との協議にあたっては、事業実施年度ごとに予定している整備事業で優先順位を設定する必要があります。
- ・優先順位の設定が必要な整備事業は、当該交付金を活用する本市の全ての整備事業となることから、耐震化・老朽改築整備以外の事業も含めて全体で優先順位を設定することとなります。
- ・当該交付金の予算措置が図られなかった場合や、対象事業とならなかつた場合には、補助金の交付ができないこととなります。
また、予算の関係により、補助基準額、補助率等の変更によって補助額が減額される可能性もあるため、これらにより事業者が損害を被ったとしても本市においては、一切その責めを負いませんので、あらかじめご了承の上、申込書を提出してください。

イ 補助対象施設（整備後）

類型 法人種別	認可保育所	幼保連携型認定こども園
社会福祉法人	○	○
学校法人	×	○
その他	×	—

ウ 対象経費

整備区分	工事費	解体撤去費	仮設整備費	基準額
改築	○	○	○	国の補助要綱に定める基準額 (整備定員ごと)
耐震補強	○	—	○	工事請負業者2社と、市見積額 のいずれか低い額

※工事費：工事請負費、工事事務費（設計監督料）

解体撤去費：解体撤去に必要な工事請負費

仮設整備費：仮設施設整備に必要な賃借料、工事請負費

※大型遊具費、設計料及び開設準備費は補助対象外

※工事請負費、工事事務費、解体撤去費及び仮設整備費については、それぞれ入札及び契約を行う必要があります。

※工事事務費は、新園舎工事の工事請負費（対象経費のみ）の2.6%以内が対象となります。

（解体撤去、仮設工事に係る工事事務費は補助対象にはなりません。）

エ 補助額

・改築による場合

補助対象となる施設整備事業費（工事費）に1／2を乗じた額と、国の補助基準額（1／2相当額）を比較して、低い額を選定し、その額に市町村負担分（国の補助額の1／2）を上乗せした額で決定します。（解体撤去費・仮設整備費も同様）

・耐震補強による場合

補助対象となる施設整備事業費に1／2を乗じた額と、国の補助基準額（工事請負業者2社と市の見積額を比較し、低い方の額に1／2を乗じた額）を比較して、低い方の額を選定し、その額に市町村負担分（国の補助額の1／2）を上乗せした額で決定します。

※令和9年度の就学前教育・保育施設整備交付金の要綱は、現時点で示されていないため、補助基準額や補助対象経費、各種加算等が変更となる可能性があります。

○補助金算出方法等

- ・改築整備において、園舎が2棟あるうちの1棟を改築する場合の国の基準額は、「全体の定員数による国の基準単価×（整備対象建物の定員／全体の定員数）」となります。
- なお、整備対象建物の定員（工事に係る定員数）が算定できない場合は、「定員数=総定員数×（整備する床面積／整備後の総床面積）」により算出します。（小数点以下切り捨て）
- ・幼保連携型認定こども園における、1号認定児と2・3号認定児の整備を併せて行う場合、それぞれの対象経費は、工事請負費を床面積により按分（共有部分は定員按分）して算出し、国の基準額と比較して低い方となります。（工事事務費・解体撤去費・仮設整備費も同様）その結果、算出された就学前教育・保育施設整備交付金における1号と2・3号の補助額の合計額が補助額となります。
- ・耐震化や老朽改築の趣旨に基づかない工事を併せて行う場合、本補助事業の設計・金額には含めず、法人経理規程に基づき別途契約の上、実施してください。
- ・その他、具体的な補助額の算出方法につきましては、国の判断により変更となる可能性がありますことをご承知おきください。

○補助対象とならない経費

- ・耐震診断、耐震診断判定、耐震改修判定及び老朽度調査に要する費用
- ・土地や建物の買収や整地に要する費用及び土地（整備用地）の賃借料
※整備用地以外に、仮設施設の整備や工事資材を置くことを目的として土地を賃借する場合は、補助対象経費となる可能性がありますので、事前にご相談ください。
- ・基本設計料及び実施設計料
- ・外構工事に要する費用（防犯対策に資する部分〈フェンス・門扉等〉を除く。）
※工事費に含めて一体的に整備する場合、外構工事に要した費用を控除して補助額を計算します。
- ・耐震補強整備における既存建物のリフォーム及び解体・撤去に要する費用
- ・リースによる設備等の取得に要する費用
- ・施設と一体的に整備され、施設に固定される初度設備以外の設備整備費又は備品購入費

○耐震補強整備における提出書類について

i 工事費について

建築士資格を有する設計者作成の図面及び設計書を基にした、工事請負業者2社の見積書と、市の見積書が必要となりますので、以下の書類を提出してください。

※工事請負業者2社と市の積算根拠となる設計内容は、同じ仕様（規格、数量等）とすること。

・工事請負業者2社の見積書（細目ごとに規格、数量、単価等の積算内訳を記載したもの）

※工事請負業者は、令和7・8年度鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿（建築工事）に記載のある業者2社とし、設計額に応じて以下の等級から選定してください。

8千万円以上：A等級、3千万円以上8千万円未満：B等級以上、600万円以上3千万円未満：C等級以上

・市が見積もる際に必要となるもの

図面（意匠図及び構造図、電子データによる）、内訳明細書（金額記入したもので、營繕積算システムRIBC2により作成したもの）

※内訳明細書は、市の単価ファイルを基に作成することとし、必要に応じて単価ファイル（金額抜き）を提供しますので、事前にご連絡をお願いします。

※必ず積算根拠資料（見積単価は原則3社見積書）を提出すること。

※提出図面における電子データの形式については、事前に協議するようお願いします。

ii 仮設整備費について

仮設園舎（建物に限る）に要する賃借料又は工事請負費については、3社見積書を添付してください。

○ その他注意事項

- ・本事業は、令和9年度の単年度事業又は令和9年度から令和10年度の2か年事業となります
が、その間に仮設園舎の設置や、解体作業等が必要な場合もあることから、確実な構造や工法
により、2月末までに竣工（各種検査や全ての工事作業を含む）できることが条件となります。
- ・2月末までに工事が完了しない場合、補助金に係る実績報告書の提出等に間に合わないことか
ら、補助金を交付できない場合があります。
- ・鹿児島市就学前教育・保育施設整備交付金施設整備費補助金交付要綱により、補助事業を行う
ために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの取扱い
に準拠する必要があります。
- ・事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手
方が当該工事等を一括して第三者に請け負わせることは禁止されています。
- ・補助を受けて整備する建物に抵当権を設定する場合、抵当権設定前に国及び市の承認が必要と
なります。
- ・改築による整備の場合、申込書に添付していただく見積書（工事費、工事事務費、仮設整備費、
解体撤去費）により補助額の予算措置や国との協議を行うため、実際の入札等による予定価格
や落札価格が上がった場合でも、補助額の増額はできません。
- ・耐震補強による整備の場合、申込書に添付していただく工事請負業者2社の見積書（工事費）
と市の見積額のうち一番低い金額により補助額の予算措置や国との協議を行うため、実際の入
札等による予定価格や落札価格が上がった場合でも、補助額の増額はできません。
- ・見積額より実際の契約額が下がった場合、契約額により補助額を算出するため、減額される場
合があります。
- ・今回の整備において、国や市等から補助を受けていた施設や設備の取壊し等を行う場合、「補
助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、財産処分の手続が必要となり、補
助額の一部を返還していただく場合がありますので、市との協議を必ず行ってください。
また、本事業の補助を受けて整備した施設等は、処分制限がかかりますので、ご留意ください。

(9) 地域等の理解について

保育所等の整備及び運営を円滑に進めるためには、地域住民等（特に敷地周辺の住民、町内会）
の理解と協力が必要となりますので、理解と同意を得るよう努めてください。チラシ等のポスティ
ングではなく、応募者自らにより直接説明を行ってください。

また、仮設園舎を別敷地に整備する場合においても、仮設園舎整備予定地の地域住民等に対し、
同様の説明を行ってください。

ア 申請時

基本計画段階において、地域住民等に保育所等の整備についての申込みを行う旨や、計画内容
の説明を行い、申込時にその対応状況を「地域周辺住民への説明について（報告）」により報告
してください。

また、その後の基本設計内容に住民要望等の反映ができるよう努めてください。

イ 事業選定後

上述と同様に地域住民等へ、工法、スケジュール、連絡先、工事車両の運行、騒音等に関する
地元説明会の開催など、丁寧かつ十分な対応をお願いします。

ウ 開所後

送迎時の対応などを明確にし、保育所内外の行事や地域住民等との触れ合いなどを通して、地域社会との交流や連携を図るよう努めてください。

(10) 保護者等への説明について

現在通っている児童の保護者や、これから入園を予定されている児童の保護者の方へ、整備の計画や工事期間中の運営方法等について、申込前に必ずご説明を行い、理解と同意を得るよう努めてください。

また、申込時にその対応状況等を「保護者への説明等について（報告）」により報告してください。

4. 施設運営

施設の運営については以下の要件を含め、本市で定めている各施設の設置認可・確認等要綱の要件を満たす必要があります。

(1) 開所日

月曜日～土曜日

(2) 開所を要しない日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）

(3) 開所時間

2・3号認定児の保育時間は、以下のとおり設定すること。

保育標準時間：午前7時から午後6時までの11時間

保育短時間：上記保育標準時間のうち、8時間

(4) 延長保育

延長保育を午後6時以降に1時間以上実施すること。

(5) 調理

開園日の給食提供は自園調理とすること。（土曜日も実施してください。）

(6) 施設長（園長）

- ・保育所の場合は、施設長を配置すること。施設長は、社会福祉事業に対して理解、能力及び熱意を有していること、並びに、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時その事業所の運営管理業務に専従し、かつ、有給の者（給付費からの給与支出がある者）であること。
- ・幼保連携型認定こども園の場合は、園長を配置すること。園長の資格は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 平成26年7月2日号外内閣府、文部科学省、厚生労働省令第2号)第12条及び第13条の規定による。

(7) 運営に関するその他留意事項

- ① 運営にあたっては、関係法令及び関係通知等を遵守し、健康管理・検診・安全管理（避難及び消火に対する訓練など）の実施及び苦情処理体制の確立を図ること。
- ② 健康診断は、年2回以上行い、項目は、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第6条を参照すること。また、利用開始の健康診断も別途行うこと。
- ③ 一時預かり事業等の実施を希望する場合は、選定後に市と協議すること。

5. 応募の手続き・問い合わせ先等

(1) 募集要領・募集申込書について 令和8年1月22日（木）以降、市ホームページに掲載

「ホーム」>「子育て・教育」>「保育所・幼稚園・認定こども園など」>「事業者の方へ」>「保育所等施設整備関係」>「認可保育所等の耐震化・老朽改築整備募集（令和9年度着工分）」

(2) 申込書の事前確認 令和8年4月13日（月）から令和8年4月24日（金）まで

申込みを希望される事業者は、下記事項に注意の上、必ずこの期間に申請書類の事前確認を受けてください。

- ア 受付時間は、午前8時45分から午後4時30分まで
- イ 必ず事前予約を行ってください。（事前予約を優先とします。）
- ウ 必ず事業者の職員等で計画内容を熟知している方がお越しください。（設計会社やコンサルティング会社の方のみの事前確認は受け付けません。）
- エ 事前確認期間は、申込書等は全てご持参ください。
(申込内容の確認を行うため、可能な限り、計画内容を整理されてからお越しください。)

(3) 申込書の受付期間 令和8年5月11日（月）から令和8年5月22日（金）まで

- ア 受付時間は、午前8時45分から午後4時30分まで
- イ 申込書は事前予約の上、直接持参によりご提出してください。（郵送は不可）
- ウ 申込書及び添付書類に不備や記入漏れ等がないか、ご確認の上、ご提出してください。
- エ 申込時に、書類の不足や誤り等が判明した場合、5月22日までに必ず提出又は差替えが必要となりますので、早目の提出をお願いします。

(4) 提出場所 鹿児島市こども未来局保育幼稚園課企画係

(5) 申込書 「認可保育所等の耐震化・老朽改築整備募集（令和9年度着工分）に関する申込書」 一式

(6) 提出部数 応募1件につき、1部

- ア 申込書はA4縦のフラットファイル（左2穴）に綴じ、背表紙には施設名を記載してください。
- イ 添付書類も含め全て日本語及びメートル法を使用し、A4縦サイズとしてください。
A4縦サイズでない添付書類は、A4白紙に貼付等をお願いします。
ただし、図面及び工程表については、A3サイズにしてください。
- ウ 申込書及び添付書類は、各書類の前に白紙を挿入の上、白紙にインデックス（提出書類一覧表の番号のみ記載）をつけてください。

(7) 面談について

提出いただいた申込書により、応募資格の有無や応募内容を確認するとともに、各事業者への面談を実施します。

(8) 失格事項

次に該当する応募は、失格とします。（選定後に判明した場合も含む）

- ア 募集要領に示した応募資格や応募条件を満たしていないと認められた場合
- イ 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があると認められた場合
- ウ 募集要領等に示した提出書類の作成及び事業実施に関する条件に違反した応募の場合
- エ 保育幼稚園課との申込書の事前確認を行っていない場合
- オ 地域住民・在園児の保護者等への説明等を行ったものと認められない場合
- カ 建設用地等について、建築基準法による接道要件の確認等、法令等による制限について関係所管課と協議を行っていない場合（各所管課への事前協議の結果が出ていない場合でも申請は受け付けますが、受付締切後、1月以内には事前協議の結果が出ている必要があります）
- キ 選定及び審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ク 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- ケ その他不正行為があった場合

(9) 審査会選定後の取消等

審査会選定後、次のいずれかに該当することとなった場合には、選定を取り消します。

- ア 事業者が自ら選定を辞退する場合
- イ 事業者が「(8) 失格事項」に該当することが判明した場合
- ウ 事業開始までに応募資格を有しないこととなった場合
- エ 申込書で指定した用地等の確保が不可能となった場合、又は不可能と見込まれた場合
- オ 申込書において提案した内容を実行することが不可能となった場合、又は不可能と見込まれた場合

(10) 辞退について

応募書類の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、法人名、代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出して下さい。（様式任意）

選定後の辞退は、本市の事業を推進する上で重大な支障を来すことになるため、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

(11) その他

- ア 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
また、提出された書類は返却しません。
なお、提出された書類は鹿児島市情報公開条例に基づく開示の対象となる場合があります。
- イ 必要に応じ追加資料を提出していただくことがあります。
- ウ 申込書提出後は、原則として計画内容の変更、書類の差し替え等は認められません。（本市から個別に修正等の指示があった場合を除く。）やむを得ず軽微な変更が生じる場合は、必ず事前に本市と協議の上、承認を受ける必要があります。
- エ 選定結果については、文書で回答するとともに、選定された事業者を市ホームページで公表します。

(12) 今後のスケジュール（予定）

別紙「耐震化・老朽改築整備におけるスケジュール（予定）」を参照

【問い合わせ先】

鹿児島市こども未来局保育幼稚園課企画係 担当：瀬野・有村

住所：〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL：099-216-1445 FAX：099-216-1284

電子メール：hoi-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

※月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（祝・休日を除く）

耐震化・老朽改築整備におけるスケジュール（予定）

※例示としてお示ししております。

年月	補助金関係等	建設関係		
		単年度：耐震化 (仮設無)	2か年：耐震化・老朽改築(仮設有)	本設
R8. 1	募集開始	計画検討 耐震診断・老朽度調査 住民説明・保護者説明 申込書類作成		
2				
3				
4	【中旬】申込書類の事前確認			
5	応募締切			
6	書類審査・現地確認等 応募者面談			
7	【下旬】施設整備審査会			
8	【上旬～中旬】選定結果通知(市→法人)	住民説明・保護者説明		
9				
10				
11				
12		実施設計作成・建築確認申請		
R9. 1	【下旬】R9年度整備事業登録・ 交付金協議(市→国)	入札公告、入札参加締切 一般競争入札、着工 (本体工事) 指名競争入札、着工 (仮設工事)		
2				
3				
4	R9年度補助金交付申請(法人→市) R9年度事前着手承認(市→法人)			
5				
6				
7				
8				入札公告、入札参加締切
9				一般競争入札(本体工事) 指名競争入札(解体工事)
10			竣工(仮設工事) 引越し	着工(解体工事)
11				完了(解体工事) 着工(本体工事)
12	R9年度補助金交付決定(市→法人)			
R10. 1	【下旬】R10年度整備事業登録・ 交付金協議(市→国)	竣工 R9年度補助金実績報告(法人→市) R9年度補助金確定・支払(市→法人)		
2				
3	R9年度補助金実績報告(法人→市) R9年度補助金確定・支払(市→法人)			
4	R10年度補助金交付申請(法人→市) R10年度事前着手承認(市→法人)			
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12	R10年度補助金交付決定(市→法人)			竣工(本体工事) 引越し
R11. 1		仮設解体 ↓ 解体完了		
2				
3	R10年度補助金実績報告(法人→市) R10年度補助金確定・支払(市→法人)			